

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
62	62	52	52	19	11	12	51	57	2	11	11	4	1	56	1	1
東京都	千代田区	○	○					○						○		
東京都	中央区	○	○				○	○						○		
東京都	港区	○	○				○	○						○		
東京都	新宿区	○	○			○		○						○		
東京都	文京区	○	○				○	○						○		
東京都	台東区	○	○				○	○		○	・就学時健康診断通知書送付時に案内を送付 ・(カ、キについて)毎年4月に全児童生徒に、学校を通じて申請書と共に配布			○		
東京都	墨田区	○	○				○	○						○		
東京都	江東区	○		○			○	○						○		
東京都	品川区	○	○	○			○	○						○		
東京都	目黒区	○	○				○	○							○	最終締切日(2月末日)まで随時申請を受け付けているが、夏季休業日の開始日後に申請があった場合は申請月分から援助。 転入者については、転入から1カ月以内に申請があった場合は、転入日から援助。
東京都	大田区	○	○				○	○		○	在籍校から転入出者を配布			○		
東京都	世田谷区	○	○				○	○						○		
東京都	渋谷区	○					○	○						○		
東京都	中野区	○	○				○	○						○		
東京都	杉並区	○	○	○			○	○						○		
東京都	豊島区	○	○	○			○	○	○					○		
東京都	北区	○	○				○	○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
東京都	荒川区	○	○	○			○	○						○		
東京都	板橋区	○	○	○	○	○	○	○						○		
東京都	練馬区	○	○				○	○						○		
東京都	足立区	○	○	○			○	○						○		
東京都	葛飾区	○	○				○	○						○		
東京都	江戸川区	○	○				○	○						○		
東京都	八王子市	○	○	○			○	○		○	新入学準備金の入学前支給の書類について、小学校入学予定者に就学時健康診断通知送付時に同封して郵送			○		
東京都	立川市	○	○	○		○		○						○		
東京都	武蔵野市	○	○	○		○	○	○						○		
東京都	三鷹市	○	○				○	○						○		
東京都	青梅市	○	○	○				○						○		
東京都	府中市	○	○				○	○						○		
東京都	昭島市	○	○	○	○		○	○						○		
東京都	調布市	○	○	○		○	○	○		○	・庁内の関係部署と連携し、制度案内等を児童・生徒の保護者に配布・保護者が登録する一斉メール配信サービスにて制度周知のメール送信			○		
東京都	町田市	○	○	○		○	○	○		○	町田市メール配信サービス			○		
東京都	小金井市	○	○		○	○	○	○						○		
東京都	小平市	○	○	○	○	○	○	○						○		
東京都	日野市	○	○				○	○						○		
東京都	東村山市	○	○			○	○	○		○	就学時健康診断の案内の書類とともに就学援助制度の書類を郵送。庁舎内に案内を掲示。			○		
東京都	国分寺市	○	○	○	○	○	○	○						○		
東京都	国立市	○	○				○	○		○	SNS			○		
東京都	福生市	○		○			○	○						○		
東京都	狛江市	○	○				○	○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)								(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項	
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布		ケ. その他→(2)	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助		エ. その他→(4)
東京都	東大和市	○	○		○		○	○						○		
東京都	清瀬市	○	○				○	○						○		
東京都	東久留米市	○	○		○		○	○						○		
東京都	武蔵村山市	○	○		○		○	○		○	○小学校入学のしおりに制度を記載 ○転入手続き時に、市民課において、就学援助制度の案内を配布			○		
東京都	多摩市		○	○		○	○	○						○		
東京都	稲城市	○	○		○		○	○						○		
東京都	羽村市	○	○		○	○	○	○						○		
東京都	あきる野市	○	○				○	○				○				
東京都	西東京市	○	○				○	○						○		
東京都	瑞穂町	○	○				○	○					○			
東京都	日の出町		○	○			○	○						○		
東京都	檜原村						○	○						○		
東京都	奥多摩町	○					○	○						○		
東京都	大島町		○				○	○						○		
東京都	利島村								○					○		
東京都	新島村	○	○											○		
東京都	神津島村	○						○				○				
東京都	三宅村									○	学校経由で全児童生徒保護者へ案内書面を送付。	○				
東京都	御蔵島村		○							○	村で必要は補助を行っているため、保護者への周知は積極的に行っていない			○		
東京都	八丈町				○		○	○						○		
東京都	青ヶ島村		○									○				
東京都	小笠原村						○		○		各学校を通じて、全保護者に対し就学援助制度の書類を配布			○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会は教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)		
62	62	3	38	12	8	0	3	7	7	41
東京都	千代田区		○							
東京都	中央区		○							・援助対象となる年間の総所得金額の目安を記載 ・転入者に対して、就学手続時に就学援助制度の案内を配布
東京都	港区		○							
東京都	新宿区						○			漢字には振り仮名を付記、援助対象となる年間所得の目安額等を記載、外国語版の案内を作成
東京都	文京区			○				○	要保護にあたる児童・生徒に関してはケースワーカーを通じて提出を受け付けている。	援助対象となる年間所得の目安金額の記載、各費目の援助額の記載、転入者に対する制度説明等
東京都	台東区							○	区立小中学通学者:全員が学校へ提出 区立外小中学通学者:希望者のみ教育委員会へ提出	保護者用の就学援助案内を、日本語の他3か国分(英語・中国語・韓国語)作成している。
東京都	墨田区		○							援助対象となる年間所得の目安額を記載。援助の費目や支給額等について昨年度の実績を記載。 年度途中にも保護者に対して、チラシやメールで周知する。
東京都	江東区		○		○					外国語の申請書を作成。 希望有無に関わらずに、申請書を提出してもらう。
東京都	品川区		○							・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・各費目の援助額の記載 ・英語の申請書を作成 ・年度当初締切前に保護者宛一斉メールを学校から送信し期日までの申請を促す
東京都	目黒区		○							目につきやすい色紙での案内書類作成、援助対象となる年間所得の目安額を記載
東京都	大田区		○		○					外国語版申請書を作成し、希望者には学校から配布 ホームページ、大田区報に就学援助制度の概要を記載
東京都	世田谷区							○	小学校1年生及び中学校1年生は希望の有無にかかわらず全員提出、それ以外(在校生)は希望者のみ提出としている。	小学校1年生時及び中学校1年生時に希望の有無にかかわらず全員提出とし、年度内では学校を通じて全児童・生徒の保護者へ複数回の制度周知を行っている。
東京都	渋谷区				○					援助対象となる年間所得の目安額等を記載。各学年ごとの年間総援助額の記載。
東京都	中野区				○					
東京都	杉並区		○		○					・年度初め、児童生徒全員に就学援助のお知らせを配布し、転入者についても同様に配布している。 ・児童生徒全員に配布する「就学援助のご案内」と「希望調査票」は、目につきやすいように色・厚紙の用紙に印刷して配布している。
東京都	豊島区		○							外国語の申請書を作成
東京都	北区				○			○	区外の国公立校に就学している対象者は教育委員会に提出。	援助認定となる所得基準額の例をお知らせやホームページに記載している。 外国語(英語・中国語・ネパール語)で申請書の記入例を作成。

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(6) キの内容	
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)		
東京都	荒川区				○					
東京都	板橋区							○	全員が学校へ就学援助の希望の有無を記載した希望調書を提出し、新規希望者のみ申請書を提出している。	希望の有無を記載した希望調書を全員に提出してもらうことにより、希望者が必ず申請できるように工夫している。 また、外国人用に2か国(英語・中国語)版の申請書等を作成している。
東京都	練馬区		○							援助対象となる年間所得の目安額を記載
東京都	足立区		○							・全児童・生徒に対し、就学援助の案内と申請書を配付 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・三か国語(英・中・韓)に翻訳した案内を作成
東京都	葛飾区		○							区立小・中学校では、申請希望の有無にかかわらず、学校を通して全校児童生徒に配付。 配付から約一週間後にも、申請勧奨のチラシを学校を通して配付している。
東京都	江戸川区				○					
東京都	八王子市			○						年度当初の制度周知だけでなく、年度途中転入者に対しても制度の説明を行っている。また、外国語の申請書を作成し、外国籍児童生徒の保護者にも周知を行っている。
東京都	立川市			○						制度案内は必要最低限の簡潔な文面で、目を通しやすい形態にしている。
東京都	武蔵野市		○							援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額を記載、外国語の案内および申請書を作成しHPで掲載
東京都	三鷹市	○						○	区域外就学者のみ申請書を教育委員会に提出	申請書やお知らせの案内に、目につきやすいタイトルや平易な文面の使用し、援助対象となる年間所得の目安額を記載し、各費目の援助内容も記載している。また、外国語(英語)の申請書を作成、転入者には就学援助制度を学校で説明している。
東京都	青梅市			○						
東京都	府中市			○						
東京都	昭島市		○							就学援助のお知らせ用紙に、対象となる年間所得のモデルケースや各費目の援助額等を記載している。 また、転入者に対し必ず就学援助制度の説明をした上、お知らせ用紙と申請書を配布するようにしている。
東京都	調布市		○					○	学校に提出があった場合も預かり教育委員会に送るように学校へ指示している。	毎年度4月上旬に調布市立学校を通じて全児童生徒に案内及び申請書を配布し、転入者には教育委員会または学校において案内及び申請書を配布している。また、案内には援助対象となる年間の収入・所得の目安額を記載し、外国語による案内文を記載している。さらに、市報・市ホームページによる周知に加え、教育関連広報紙への掲載や庁内関係部署と連携して制度案内を配布するなど、広く周知している。
東京都	町田市			○						援助対象となる年間所得(生計を共にする家族全員の所得の合計額)の目安額や各費目の援助額を記載している
東京都	小金井市		○							・生活保護部署、子育て支援部署に当制度のパンフレットを配置 ・制度のお知らせに世帯収入の例や援助内容及び金額を明記
東京都	小平市	○								
東京都	日野市		○							自治体のメール配信サービスや、公式LINEによる情報発信。五か国語の案内と申請書を作成し、窓口に設置しているほか、各学校から転入者等への案内に必要な際は要望に応じて配布。
東京都	東村山市		○							年度当初全児童生徒にお知らせ文書を配布、援助対象となる年間収入の目安額や各費目の援助額をお知らせ文書やホームページに記載、年度当初の受付開始について市のSNSに投稿、外国語(英語・中国語・韓国語)やふりがな付きのお知らせ文書を作成し必要に応じて配布、転入者には必ず就学援助制度を説明している
東京都	国分寺市			○						援助対象となる年間所得の目安額や、認定された場合の各費目の援助額を記載している。
東京都	国立市		○							●案内を色用紙にて印刷している ●申請者の負担を軽減するため、申請対象学年を設け、一度申請した方は対象学年のお子様が生徒にいないければ、自動更新としている(判定は毎年度) ●児童扶養手当担当課の案内に制度について記載している
東京都	福生市							○		年度当初に全ての保護者から申請書を提出してもらうよう案内をしている。外国語の申請書を作成している。
東京都	狛江市		○							

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくはは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくはは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他 ー(6)		
東京都	東大和市		○							
東京都	清瀬市			○						ウェブサイトだけでなく、市のTwitterを利用し、周知を図っている。
東京都	東久留米市		○							
東京都	武蔵村山市		○							案内文が目につきやすいよう色紙に印字し、援助対象となる年間所得の目安額等を記載している。
東京都	多摩市						○			多摩市においては転入者を含め全児童・生徒の保護者に漏れなく、申請書およびお知らせを配布しているので制度を知らなかったという意見を今までに聞いたことがない。
東京都	稲城市			○						各学校を通して児童・生徒の属する全世帯へお知らせを配布している。目につきやすいタイトルなどの工夫をしているほか、年間所得の目安額、各費目の援助額、年間総援助額を記載している。転入者には窓口または郵送で配布している。
東京都	羽村市	○	○	○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載、外国語の申請書を作成、転入者に就学援助制度の説明を行っている
東京都	あきる野市		○							転入者に就学援助制度の説明をしている。 また、周知文書には年間総収入の目安額及び学用品費等の年間総援助額を記載している。
東京都	西東京市		○							新年度当初からの援助については、申請漏れを防ぐため、申請締切の月初めに市立小中学校を通して、全児童生徒へお知らせを配布している。
東京都	瑞穂町			○						
東京都	日の出町		○							毎年、児童・生徒全員に通知・申請書を配布し、町内広報誌にも掲載。
東京都	檜原村			○						
東京都	奥多摩町		○							
東京都	大島町		○							
東京都	利島村		○							
東京都	新島村		○							
東京都	神津島村		○							通知文に対象者の具体例を明示
東京都	三宅村		○							
東京都	御蔵島村		○							
東京都	八丈町		○							
東京都	青々島村		○							住基担当者と連絡を密にとり、転入者の就学援助に必要な情報を得ている。
東京都	小笠原村		○							

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																																	
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																																	
		＜小学校＞																																	
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知(あてはまるもの全てに○)										(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)			
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)	ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降		エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 教育委員会のウェブサイト以案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布(兄弟姉妹がいる場合など)	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(6)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するか	エ. その他→(8)					
東京都	荒川区	○					○									○				○	○														
東京都	板橋区	○					○										○		○	○		○													
東京都	練馬区	○					○										○		○	○		○													
東京都	足立区	○					○									○		○	○							○	域内に在住する就学予定者全員に、郵送で案内と申請書を配付								
東京都	葛飾区	○					○									○		○	○							○	9月時点で葛飾区に住民票のある、対象学年の子がいる世帯へ申請書一式を送付。								
東京都	江戸川区	○					○										○								○	小学校入学予定者に対し、7月中旬に事前周知文を送付し、11月中旬には申請書等を自宅に郵送している。									
東京都	八王子市	○					○										○		○	○					○	域内の幼稚園・保育所にポスターを掲示。小学校入学予定者に就学時健康診断通知送付時に同封して郵送									
東京都	立川市	○					○										○		○	○															
東京都	武蔵野市	○					○										○		○			○													
東京都	三鷹市	○					○											○	○							○	就学時健康診断の案内を郵送する際に、同封して配布。就健後の転入者には、随時郵送								
東京都	青梅市	○					○										○		○			○													
東京都	府中市	○					○										○		○				○												
東京都	昭島市	○					○										○		○	○															
東京都	調布市	○					○									○		○	○							○	就学時健康診断通知書とともに案内・申請書を配布								
東京都	町田市	○					○										○		○		○														
東京都	小金井市	○					○										○		○	○		○													
東京都	小平市	○					○										○		○	○		○													
東京都	日野市	○					○										○		○	○					○	就学時健康診断の案内の書類とともに郵送。自治体の公式LINEにて情報発信。									
東京都	東村山市	○					○									○		○						○		○	就学時健康診断の案内の書類とともに郵送。庁舎内に案内を掲示。								
東京都	国分寺市	○					○									○		○	○	○	○	○	○												
東京都	国立市	○					○									○		○	○		○														
東京都	福生市	○					○										○				○														
東京都	狛江市	○					○										○								○	市内就学予定者がいる全世帯へ案内を郵送									

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																						
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																						
		<中学校>																						
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)								(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)				(6) エの内容	
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)		ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するか		エ. その他→(6)
62	62	54	0	7	1	1	54	0	0	0	0	0	0	0	2	2	15	35	0	2	0	5	2	2
東京都	千代田区	○					○											○						
東京都	中央区	○					○							○										
東京都	港区	○					○										○							
東京都	新宿区	○					○											○						
東京都	文京区	○					○											○						
東京都	台東区	○					○											○						
東京都	墨田区	○					○										○							
東京都	江東区	○					○											○						
東京都	品川区	○					○											○						
東京都	目黒区	○					○											○						
東京都	大田区	○					○											○						
東京都	世田谷区	○					○											○						
東京都	渋谷区	○					○											○						
東京都	中野区	○					○											○						
東京都	杉並区	○					○											○						
東京都	豊島区	○					○											○						
東京都	北区	○					○											○						

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																					
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																					
		＜中学校＞																					
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前 支給を導入した時期、イと回答した場合は 導入開始を検討(予定)している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)								(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまる もの全てに○)				(6) エの内容
		ア. 入学前 支給を行っ ている。	イ. 入学 前支給を行 っていないが、 現在検討も している。	ウ. 入学 前支給を行 っていないが、 現在検討も していない。	エ. 其 他 →(2)		ア. 令和 2年度 (令和3 年度新 入学分) 以前	イ. 令和 3年度 (令和4 年度新 入学分) 以前	ウ. 令和 4年度 (令和5 年度新 入学分) 以降	エ. 未定	ア. 8月 以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月 初旬(入 学式前)	ア. 予算の 確保が困難 だから。	イ. 規則改 正などの内 部手続きに 時間がかか るから。	ウ. 認定回 数が増える 、支給後 に転居へし た場合の対 応など、事 務業務量 が増えるか	
東京都	荒川区	○					○									○							
東京都	板橋区	○					○										○						
東京都	練馬区	○					○										○						
東京都	足立区	○					○									○							
東京都	葛飾区	○					○										○						
東京都	江戸川区	○					○										○						
東京都	八王子市	○					○										○						
東京都	立川市	○					○										○						
東京都	武蔵野市	○					○										○						
東京都	三鷹市	○					○										○						
東京都	青梅市	○					○										○						
東京都	府中市	○					○										○						
東京都	昭島市	○					○										○						
東京都	調布市	○					○								○								
東京都	町田市	○					○										○						
東京都	小金井市	○					○										○						
東京都	小平市	○					○										○						
東京都	日野市	○					○									○							
東京都	東村山市	○					○							○									
東京都	国分寺市	○					○									○							
東京都	国立市	○					○									○							
東京都	福生市	○					○										○						
東京都	狛江市	○					○										○						

[illegible]

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																												
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																									(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他ー(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を定めて額を参照しているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入。	テ. その他ー(6)	係数(倍率)	係数(倍率)										
		倍	倍																																		
62	62	27	11	10	2	12	12	49	33	29	29	30	38	14	6	22	21	6	4	7	16	26	27	3	0	10	56	0	10	9							
東京都	千代田区		○					○															○				1.3										
東京都	中央区	○						○	○	○	○	○	○										○				1.2										
東京都	港区		○										○										○				1.2			18歳未満の子どもが3人以上いる場合、1.31倍							
東京都	新宿区		○					○	○									○				○				1.2											
東京都	文京区	○						○														○				1.67											
東京都	台東区		○					○														○				1.26											
東京都	墨田区			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○					1.2				ひとり親家庭については、1.5倍							
東京都	江東区					○	令和3年度就学援助は令和2年の所得で審査するが、否認定となった方に対し、令和3年の所得での再審査を受け付ける。	○															○			1.18				主な倍率は以下のとおり。 普通世帯(父母あり)1.18倍、ひとり親1.45倍							
東京都	品川区	○																					○			1.25											
東京都	目黒区		○					○			○		○										○				1.2										
東京都	大田区					○	実施していない。	○															○				1.4										
東京都	世田谷区		○					○																○			1.4				生活保護の基準額に1.4倍の係数を掛けたものを就学援助費の全費目での認定基準とし、2.06倍の係数を掛けたものを給食費のみの認定基準としている。						
東京都	渋谷区	○																				○				1.2				生活保護基準のうち住宅扶助については1.0倍。							
東京都	中野区	○						○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					○		○		1.3			前年の所得超過により非認定となった児童・生徒について、学校長が意見書を教育委員会あてに提出し、再審査の結果、前年度の所得金額を基準とする認定が不適当と思われる場合で、生計中心者の解雇、倒産等の事実により、世帯の収入が著しく減少している場合または、生計中心者の死亡や長期入院、保護者の離婚や別居等により、世帯の収入が著しく減少している場合。 または、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇、倒産、休業など家計の急変により令和3年の世帯の収入が減少した世帯で、再審査の申出を行った場合。	前年の所得金額を確認する資料がない場合は、上記(3)ア、ソ、テ以外の項目が認定基準となる。						
東京都	杉並区	○						○															○				1.2				生活保護基準の金額は、第73次改訂時の金額を基準としている。						
東京都	豊島区	○						○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○					1.2										
東京都	北区					○	令和2度は、新型コロナウイルス感染症を理由に家計急変した世帯に対してアのような対応を行っていたが、令和3年度に関しては実施していない。						○										○				1.2										

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																														
		(1) 当てはまるもの1つに○						(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																				(4) ソ、タ又は チを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項							
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止		イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) (例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)を(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入。	テ. その他 →(6)													
係数(倍率)	係数(倍率)																倍	倍																					
東京都	荒川区	○							○																			1.2				第68次生保基準の1.2倍の同等額としている。							
東京都	板橋区	○																			○							1.26											
東京都	練馬区							○				○	○	○						○	○							1.2											
東京都	足立区	○							○				○															1.1											
東京都	葛飾区						○						○												○			1.2			準要保護(一般)は1.2倍、準要保護(費目認定)は1.3倍								
東京都	江戸川区			○					○																			1.25											
東京都	八王子市	○							○	○	○	○	○	○														1.25											
東京都	立川市	○										○																1											
東京都	武蔵野市		○						○				○															1.5											
東京都	三鷹市						○			○	○	○	○	○	○	○				○								1.15											
東京都	青梅市	○																										1											
東京都	府中市	○							○	○	○		○	○	○					○								1.5											
東京都	昭島市	○							○	○	○	○	○	○	○					○					○			1.64			児童生徒の在籍する小中学校の校長の意見書により、委員会が特別の事情があると認める者								
東京都	調布市	○							○	○	○	○	○	○	○					○	○							1.1											
東京都	町田市		○																									1.1											
東京都	小金井市						○			市民税の非課税、国民年金掛金の減免、国民健康保険料の減免等他制度で減免や執行猶予等の措置を受けていること																	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5			通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童、生徒又は特別支援学級に在籍する児童、生徒の世帯にあつては、2.5倍
東京都	小平市	○							○	○	○	○	○	○														1.1											
東京都	日野市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○							1.3										
東京都	東村山市	○							○	○	○	○	○	○	○							○				○		1.4			国民年金保険料の減額を受けた者、失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者、離婚、主たる生計者の死亡、倒産等により当該年中の収入が著しく減少すると見込まれる世帯に属する者。災害その他特別の事情により、教育委員会が特に認める世帯に属する者。								
東京都	国分寺市	○							○	○	○	○	○	○								○						1.2											
東京都	国立市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5											
東京都	福生市						○		○	○																		1											
東京都	狛江市	○							○	○	○	○	○								○							1.1											

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																												
		(1) 当てはまるもの1つに○						(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																												
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	(2) オの内容・補足事項	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)を(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入。	テ. その他 →(6)	(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項						
																											係数(倍率)	係数(倍率)								
																													倍	倍						
東京都	東大和市	○																			○								1.45							
東京都	清瀬市		○				新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、令和2年度に認定基準を整備、認定を実施。令和3年度も同様に認定基準を整備し、その基準により認定している。	○	○	○	○	○	○				○	○					○				○		1.1			新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年に家計が急変した者				
東京都	東久留米市					○		○	○	○	○	○					○	○					○						1.4							
東京都	武蔵村山市		○																						○					1.1						
東京都	多摩市	○						○												○				○					1.4							
東京都	稲城市		○					○	○	○	○	○					○	○			○	○							1.7							
東京都	羽村市	○						○	○	○	○	○					○	○			○			○					1							
東京都	あきる野市				○				○	○	○	○					○	○						○		○			1.5			福祉事務所長、学校長又は民生委員の意見により教育委員会が特に認めるもの				
東京都	西東京市	○						○	○			○											○						1.5							
東京都	瑞穂町	○						○														○							1.5							
東京都																																				
東京都	日の出町					○	特になし	○	○		○	○	○				○						○			○			1.5			措置を受けていないが、特別な事情で援助を必要とする状態。				
東京都	檜原村			○				○	○																○				1.4							
東京都	奥多摩町			○				○	○	○									○			○						1.5								
東京都	大島町				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					保護者及び生計を一にする全員の所得が一定の基準以下の者					
東京都	利島村		○					○	○			○							○	○																
東京都	新島村		○					○	○	○	○	○	○				○	○			○	○			○			0.9			特別の事情により、現年度において生活の困窮をきたしている者					
東京都	神津島村					○	該当事例なし	○	○	○	○	○	○				○	○		○	○															
東京都	三宅村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																
東京都	御蔵島村			○						○																										
東京都	八丈町					○	整備されておらず、現在検討もしていない。																○						1							
東京都	青ヶ島村		○					○	○			○														○							要保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者			
東京都	小笠原村		○					○	○	○	○	○	○				○	○			○			○				1.4								

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		4. (3)で ソ を回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応										令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項		
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。 (見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない (準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)			
62	62	11	42	42	42	2	3	6	0	0	62	
東京都	千代田区		○	平成30		4					10%未満	
											15%未満	
東京都	中央区		○	平成30		4					15%未満	
											15%未満	
東京都	港区		○	平成25		4					25%未満	
東京都	新宿区		○	平成25		4					10%未満	
東京都	文京区		○	平成29		4					25%未満	
東京都	台東区		○	平成24		4					25%未満	
東京都	墨田区		○	平成24		4					20%未満	
東京都	江東区		○	平成24		3					20%未満	
											20%未満	
東京都	品川区		○	平成24		4					10%未満	
											25%未満	
東京都	目黒区		○	平成25		4					30%未満	
											20%未満	
東京都	大田区	○						○			20%未満	
											15%未満	
東京都	世田谷区		○	平成30		10					20%未満	
東京都	渋谷区		○	平成24		4					20%未満	
											25%未満	
東京都	中野区	○						○			15%未満	
											20%未満	
東京都	杉並区		○	平成29		4					25%未満	
東京都	豊島区		○	平成24		12					25%未満	
											25%未満	
東京都	北区		○	平成24		4					25%未満	

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4. (3)で「否」を回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)で「是」を回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)で「否」を回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。			(4)エの内容・補足事項		
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない		エ. その他 →(4)	
東京都	荒川区		○	平成24	4						25%未満
											30%未満
東京都	板橋区		○	平成25	7						20%未満
											30%未満
東京都	練馬区	○						○			20%未満
											30%未満
東京都	足立区		○	平成24	4						25%未満
東京都	葛飾区		○	平成29	4						20%未満
											20%未満
東京都	江戸川区		○	平成29	4						20%未満
											20%未満
東京都	八王子市		○	平成30	4						15%未満
東京都	立川市		○	平成25	4						15%未満
											15%未満
東京都	武蔵野市	○			○						10%未満
東京都	三鷹市	○					○				15%未満
東京都	青梅市		○	平成24	4						15%未満
											20%未満
東京都	府中市		○	平成25	8						15%未満
東京都	昭島市		○	平成24	4						15%未満
東京都	調布市		○	平成25	4						15%未満
											10%未満
東京都	町田市		○	平成24	4						15%未満
東京都	小金井市		○	平成24	4						15%未満
東京都	小平市		○	平成25	4						15%未満
											15%未満
東京都	日野市		○	平成24	4						15%未満
											10%未満
東京都	国分寺市		○	平成24	4						15%未満
東京都	国立市		○	平成27	4						25%未満
東京都	福生市		○	平成29	4						10%未満
東京都	狛江市		○	平成24	4						10%未満

[illegible]

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																											
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																											
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項			
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他				
62	62	61	2	2	0	1	1	1	56	56	2	59	1	1	0	1	1	1	57	57	0	36	34	34	0	1	1	1	0	0	1	56	36	36	0	14	14	14	6	6	0	51			
東京都	千代田区	○							○	40,080		○							○	81,000 (現中 1)107,4 00 (新中 1)110,0 00										○	○		0										学用品費および通学用品費については、「学用品・通学用品購入費」として、40,080円(年額)を支給。		
東京都	中央区	○							○	30,450		○							○	110,000 (新中 1)110,0 00		○	○		38,491						○	○		0									修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費、職場実習交通費については実績なし。		
東京都	港区	○							○	30,450		○							○	81,000											○	○		3,255									・小1は通学用品費支給無し・体育実技用具費、柔道着代は中1のみ ・夏季学園費は中2のみ(宿泊数によって金額に変更有) ・新入学児童生徒学用品費等は小6・新1年生のみ。なお、新1年生は入学前に港区又は前自治体で支給を受けている場合は対象外 ・校外学習費(宿泊を伴うもの(移動教室))は中1のみ(宿泊数によって金額に変更有)・修学旅行費・修学旅行(支度金)は中3のみ ・卒業アルバム代等は中3のみ・医療費は支給実績がありません		
東京都	新宿区	○							○	15,094		○							○	81,000		○	○		0						○	○		20,644									・学用品費は、1学年と他学年で別になっており、表中は平均とした。 ・通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費については実績無。		
東京都	文京区	○									○	○							○	81,000		○	○		27,752						○						○		65,000			学用品費・通学用品費・クラブ活動費(クラブ加入者のみ)を含み学習支援費として支給している。支給額は認定月と学年により変動があり、中1で2535～42450円、中2・3で2865～46410円と支給額を定めている。			
東京都	台東区	○							○	37,548		○							○	57,400		○	○		35,310						○	○		49,240									○学用品費・通学用品費：中2～3 ※2費目で37,548円(年額) ○校外学習費(宿泊を伴わないもの)：中3(3,200円/人)※支給実績最多学年 ○校外学習費(宿泊を伴うもの)：中2支給上限額(R2は事業中につき実績なし)		
東京都	墨田区	○							○	30,450		○							○	57,400											○					○	73,520	46,951					校外活動費(宿泊を伴うもの)・医療費については、実績なし。 学用品費については、中学校1年生のみ年額30,450円。2～6年生は年額34,410円		
東京都	江東区	○							○	34,410		○							○	57,400											○					○	67,550	2,952						学用品費：(1年)30,450円、(2・3年)34,410円 夏季施設費(山・海)、演劇鑑賞費用は令和2年度支給実績なし。 ※新型コロナウイルスの影響により、校外で実施する活動に関する費目は代替行事等の援助となった場合もあり、支給額が例年よりも少額となっている。	
東京都	品川区	○							○	30,456		○							○	54,070		○	○		31,446							○	○		40,859									●学用品費→7年(中学1年) 30,456円、8～9年(中学2～3年) 34,416円 表は全体の35.6%の7年生分 ●体育実技用具費→柔道 上限7,300円、剣道 上限50,000円 ●修学旅行費→一定額60,000円の予定だったが日程短縮等の影響により実費 ●校外教授費(校外活動費)→7年 2,500円、8年 3,000円、9年 4,000円 表は全体の35.6%の7年生分 ●学校給食費→1食単価 320円 その他、移動教室費 7年 6,300円が設定されているが、令和2年度は行事中止のため支給実績なし。	
東京都	目黒区	○							○	30,450		○							○	60,000											○				○	80,000	25,375							通学用品費：2～3年に支給。 修学旅行費：3年参加者に支給。別途、支度金8,500円、班別行動費900円(該当校のみ)支給。 校外活動費(宿泊を伴うもの)：参加者に支給。別途、支度金2,000円(同一行事1回)支給。令和2年度は行事中止のため実績0円。 卒業記念アルバム費：在籍校の前年度実費額(購入者のみ)を支給。 部活動費・体育実技用具：該当者のみに支給。 オンライン学習通信費：該当者のみに支給。 学校給食費：学校臨時休業中の昼食代相当額(500円×臨時休業日数分)含む。	
東京都	大田区	○								30,450 (1学年) 34,410 (2～3学年)		○							○	57,400		○	○		34,421							○					○	64,000	42,006						1学年月額2,770円・3月分は2,750円 2～3学年月額3,130円・3月分は3,110円 1～2学年 各学期560円・3学年 各学期1,600円 移動教室参加費 感染症拡大の為R2年度の支給実績がなかったことから令和3年度予算に計上した単価を記載する
東京都	世田谷区	○							○	33,830		○							○	81,000		○	○		32,057							○					○	80,000	68,760						・学用品費は1年生のみ30080円、それ以外の学年は33830円を支給。 ・新入学用品費については、6年生時(中学校入学前)に支給を受けていない場合に支給。 ・通学費は付添人分を除いた児童本人分のみ計上。 ・宿泊を伴わない校外活動費については、1年生から3年生まで5670円、3300円、6180円としている。 ・学校給食費は執行額での算出が困難なため、令和3年度の予算額から入力。 ・夏季施設費は夏季休業期間中の宿泊を伴う部活動への参加費用として支給しており、令和2年度は実施がないため令和3年度の予算額から支給平均額を入力。
東京都	渋谷区	○							○	30,450		○							○	60,000		○	○		32,917							○	○		45,286									・移動教室・夏季施設費は実施しなかったため、0円を記載。	
東京都	中野区	○							○	30,450		○							○	81,000		○	○		36,359							○				○	73,520	2,301							支給平均額は、令和2年度実績。医療費は実績なし。 上限の金額は1回毎、ただし、「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は年度内で1回が原則。
東京都	杉並区	○							○	34,410		○							○	56,040		○	○		10,560							○				○	80,000	29,313						○体育実技用具費は柔道は7,650円(実績平均4,505円)、剣道は52,900円(実績0円)以内の実費。 ○宿泊を伴う校外活動費の実績が0であったのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、移動教室が中止となったため。 ○医療費は支給実績がありませんでした。 ○(2)に記載した「昼食代支援費」は、新型コロナウイルス感染症の影響による区立学校臨時休業期間中に昼食代に要する経費として、令和2年度に限定して支給しました。1日あたり500円×4～5月の給食標準実施回数分(34回)	
東京都	豊島区	○							○	34,320		○							○	81,000											○				○	63,000	63,000							学用品費 1年30,450円 2～3年34,410円(通学用品費も含めて支給) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 1～2年3,600円 3年5,200円(鑑賞教室で経費がかかった場合は、900円上乗せして支給) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 中学2年生対象 夏季施設参加費 中学1年生対象 修学旅行費は令和2年度中止のため、平成31年度の支給平均額を記載。 特別支援学級宿泊学習費は令和2年度中止のため、平成31年度の支給平均額を記載。	
東京都	北区	○							○	34,410		○							○	81,000		○	○		16,857							○				○	61,000	60,568							

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																															
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																															
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費											
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	補足事項	
東京都	荒川区	○								30456(1年) 34416(2～3年)		○									○	○	6,909									・通学用品費は、1年は新入学児童生徒学用品費等を含み、2～3年は学用品費を含む。 ・新型コロナウイルスにより、校外活動を中止する学校があったため、令和2年度の実績額が無いまたは少なくなっている。 ・医療費は、実績なし。	
東京都	板橋区	○								33,240		○									○	○	9,124									医療費実績 0円。 修学旅行費、移動教室費、宿泊行事費は、新型コロナウイルス感染症でR2の実績がほぼないため、R3予算計上額を記入 学用品費 3学年 34％、学校行事費 3学年 32％、オンライン学習通信費 34％	
東京都	練馬区	○								30,450		○									○	○	69,274									※通学用品費は2～6年生のみ ※修学旅行費は、令和3年度予算計上額を記入(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施実績がないため)。 ※上記(2)の臨海学校費および林間学校費は、交通費の実費および施設精料1泊につき2,000円を支給、移動教室費(スキー)については、支度金雑費6,000円および施設精料1泊につき2,400円を支給。	
東京都	足立区	○								35,640											○	○	32,900									通学用品費・クラブ活動費は学用品費に含めて支給している。体育実技用具費、通学費、医療費の支給平均額は3年度予算。医療費は2年度実績なし。体育実技用具費の限度額は、剣道着(52,900円)、柔道着(7,650円)としている。 学用品費 2年生(34.3%)、学校給食費 2年生(34.3%)	
東京都	葛飾区	○								35,000		○									○	○	24,266									学用品費 1年31,000円、2・3年35,000円ノ体育実技用具費 柔道7,440円上限、剣道50,400円上限ノ 校外活動費(宿泊なし) 1年700円、2年1,700円、3年3,500円、夜間1,100円ノ学校給食費 通常58,080円、夜間61,600円 支給平均額については、令和2年度実績より記入。	
東京都	江戸川区	○								33,270		○									○	○	4,143									・学用品費と通学用品費を合わせて、年額で支給している。1年生は29,440円、2、3年生は33,270円 ・給食費は予算計上単価を記入。	
東京都	八王子市	○								22,730		○									○	○	46,634									・医療費のうち、学校生活管理指導表の発行に要する費用は、上限額4,720円(支給平均額2,475円)。学校病の治療費(医療券の発行)は、実費(支給平均額3,570円)。 ・オンライン学習通信費は令和3年度より新設、世帯ごと支給。	
東京都	立川市	○								中1…22,770 中2・3…25,080		○									○	○	44,793									0円は実績なし	
東京都	武蔵野市	○									○	○									○	○	64,983円									通学用品費と学用品費は合算で年額22,730円。 通学費は別途、申請して認定された方のみ。 給食費は、給食単価×実食数。給食単価:340円。	
東京都	三鷹市	○								22,730		○									○	○	70,000									・修学旅行費及び校外活動費については、令和3年度予算額 ・医療券については、令和2年度の実績額 ・学校給食費単価 330円、給食実施基準日数165日	
東京都	青梅市	○								22,730		○									○	○	33,797									校外活動費(宿泊を伴うもの): R2支給実績なし	
東京都	府中市	○								1年23,880 2,3年26,052		○									○	○	38,600	0								①修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の平均額は、令和3年度予算単価を記入。 ②通学費、医療費の令和2年度における支給実績なし。 通学用品費については、1年生以外への支給とする。 宿泊を伴う校外活動費及びアレルギー診断料費については、昨年度の実績がなかったため、0円と記載。	
東京都	昭島市	○								22,730		○									○	○	13,479										
東京都	調布市	○								22,730		○									○	○	52,050									・校外活動費(宿泊を伴わないもの)2310円(1・2年)3465円(3年) ・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和3年度予算 ・「学用品費」は中学1年生と中学2～3年生で月額が異なるため、中学2～3年生の金額を入力しました(割合: 中1 35.8% 中2・3 64.2%)。 ・「学用品通学用品費」として費目を設定しているため、通学用品費単体では入力していません ・「通学費」の上限額を「1ヶ月定期代上限」としており、具体的な上限額は定めていません ・「修学旅行費」及び「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は令和2年度実績がほとんどないため、令和3年度予算に計上した単価を入力しました	
東京都	町田市	○								25,020		○									○	○	48,659										
東京都	小金井市	○								22,730		○									○	○	33,683									・通学用品費: 支給対象は1,2年生 ・医療費: 実績0円 ・校外活動費: 上記は1,2年生の金額、3年生は支給平均額1,052円 ※令和元年度実績額	
東京都	小平市	○								22,730		○									○	○	36,643									校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費については、令和2年度において実績なし。	
東京都	日野市	○										○									○	○	47,370									体育実技用具費・修学旅行費・校外活動費は令和元年度実績を使用、医療費支給履歴無し	
東京都	東村山市	○								22,730		○									○	○	29,406									・修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)は、令和2年度新型コロナウイルスの影響により宿泊行事を実施しなかったため実績なし。 ・令和2年度、医療費は実績なし ・通学用品費は1年生には支給なし	
東京都	国分寺市	○								25,000		○									○	○	60,000									「通学用品費」について、「学用品費・通学用品費」として合算額を支給。 「修学旅行費」「校外活動費」について、新型コロナウイルスの影響により実施されなかったため実績なし。 「学校給食費」について、令和3年度予算額の1名平均額を記載。	
東京都	国立市	○								25,040		○									○	○	10,493										
東京都	福生市	○								22,730		○									○	○	0									通学用品費については中2～中3のみ支給。修学旅行及び校外活動(宿泊あり)については新型コロナウイルスの影響で実施がなかったため、令和2年度実績なし。医療費、行事参加費、学校生活管理指導票文書費についても実績なし。	
東京都	狛江市	○								22,730		○									○	○	0									新型コロナウイルス感染症の流行により、宿泊行事が行われなかったため「修学旅行費」と「校外活動費(宿泊を伴うもの)」の実績がありません。	

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額		支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																										
東京都	東大和市	○						○	22,730		○								○	60,000		○	○	0								○	○	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東京都	清瀬市	○						○	27,310		○								○	60,000									○				○			0	55,000	53,848									学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)文書料は令和2年度実績なし。 ・学用品費は2、3年を記入。1年は22,730円 ・学用品費には通学用品費を含む ・通学費、修学旅行費、郊外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費については項目はあるが令和2年度は実績なし																																																																																																																																																																																																																																																																																					
東京都	東久留米市	○						○	25,000		○								○	60,000		○	○	0								○	○	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東京都	武蔵村山市	○						○	1年生: 22,740 2～3年 生: 25,010		○								○	60,000		○	○	0							○	○	4,289																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
東京都	多摩市	○						○	22,730		○								○	60,000		○	○	0						○	○	3,490																就学援助費の通学費については援助対象としているが支給実績なし。																																																																																																																																																																																																																																																																																				
東京都	稲城市	○						○	22,730		○								○	60,000		○		14,610						○	○	17,650																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
東京都	羽村市	○						○	22,730		○								○	60,000										○	○	40,000																	・「修学旅行費」「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」「校外活動費(宿泊を伴うもの)」については令和3年度予算に計上した単価。																																																																																																																																																																																																																																																																																			
東京都	あきる野市	○						○	22,730		○								○	60,000		○	○	0						○	○	3,073																		①通学費は対象項目であるが令和2年度の実績はない。 ②医療費は対象項目であるが令和2年度の実績はない。																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東京都	西東京市	○						○	25,000		○								○	60,000		○	○	23,300						○			○	63,000	57,691															【学用品費】2、3年生の金額を記入。1年生は22730円。 【通学用品費】学用品費に含む。 【通学費】特別支援学級等に在籍する児童に限る。 【修学旅行費】令和2年度は実績なしのため、支給平均額は令和元年度実績。 【校外活動費(宿泊を伴うもの)】令和2年度は実績なしのため、令和元年度の実績を記載。 【医療費】令和2年度は実績なし。 【交流学習活動費】特別支援学級等に在籍する児童に限る。令和2年度は実績なしのため、令和元年度の実績を記載。 【職場実習交通費】特別支援学級等に在籍する児童に限る。令和2年度は実績なし。																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東京都	瑞穂町	○	○	25,398							○							○	60,000										○	○	53,000																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、移動教室費については、令和2年度実績が無いため、令和3年度予算額を計上。																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東京都	日の出町	○						○	22,730		○								○	60,000		○	○	0						○	○	0																			・「通学費」については、該当者なし。・「修学旅行費」については、新型コロナウイルスの影響により中止のため支給無し。																																																																																																																																																																																																																																																																																	
東京都	指原村	○						○	22,730		○								○	60,000										○	○	0																			修学旅行は、中学校は該当者なし。																																																																																																																																																																																																																																																																																	
東京都	奥多摩町	○						○	22,730		○								○	60,000		○	○	65,800						○				○																		体育実技用具費は、実績なし。校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)・修学旅行費は、コロナウイルス感染症のため令和2年度実施できなかったため、令和元年度の実績額を記入した。																																																																																																																																																																																																																																																																																
東京都	大島町	○						○	22,320		○								○	47,400										○	○	0																				修学旅行費について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により中止となったため支給実績なし。																																																																																																																																																																																																																																																																																
東京都	利島村	○			○	11,630	11,630				○				○	47,400	47,400														○	○	0																			校外活動費(宿泊を伴う)																																																																																																																																																																																																																																																																																
東京都	新島村	○						○	22,730		○								○	60,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
東京都	神津島村	○	○	30,000							○	○	40,000																																									令和3年度より、学校給食費を「就学支援」として援助を開始した。従来は、給食費援助制度として「準要保護世帯のうち1名」への援助を行っていたが、今年度の要綱改正に伴い、「準要保護世帯全員」へ学校給食費を援助する内容となった。(給食援助事業を就学援助へ繰り入れるかたち)																																																																																																																																																																																																																																																																														
東京都	三宅村	○						○	10,850																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	御蔵島村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
東京都	八丈町	○						○	22,730		○								○	60,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
東京都	青ヶ島村	○						○	22,730		○								○	60,000										○	○	146,564																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
62	62	2
東京都	千代田区	
東京都	中央区	
東京都	港区	
東京都	新宿区	
東京都	文京区	
東京都	台東区	
東京都	墨田区	
東京都	江東区	
東京都	品川区	
東京都	目黒区	
東京都	大田区	
東京都	世田谷区	・令和3年度より、一度申請を行うと卒業までの期間は自動的に申請が継続されることとしている。 ・「5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について」は、令和4年4月より反映させる予定だが、従前の認定者に影響が出ることを防ぐため、合わせて生活保護の基準額に掛ける係数の修正を行う予定。
東京都	渋谷区	
東京都	中野区	
東京都	杉並区	
東京都	豊島区	
東京都	北区	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
東京都	荒川区	
東京都	板橋区	
東京都	練馬区	
東京都	足立区	
東京都	葛飾区	
東京都	江戸川区	
東京都	八王子市	
東京都	立川市	
東京都	武蔵野市	
東京都	三鷹市	
東京都	青梅市	原則は前年中の所得金額により審査を行うが、所得要件により一旦不認定となった場合でも経済的事情などにより収入が激変した家庭を対象に再申請の受付を行っている。 指定した期限内に必要な書類を揃えて申請した場合に限り、直近の収入金額から今年の見込み所得金額を算出し、再度審査を行う。
東京都	府中市	
東京都	昭島市	
東京都	調布市	
東京都	町田市	
東京都	小金井市	
東京都	小平市	
東京都	日野市	
東京都	東村山市	
東京都	国分寺市	
東京都	国立市	
東京都	福生市	
東京都	狛江市	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
東京都	東大和市	
東京都	清瀬市	
東京都	東久留米市	
東京都	武蔵村山市	
東京都	多摩市	
東京都	稲城市	
東京都	羽村市	
東京都	あきる野市	
東京都	西東京市	
東京都	瑞穂町	
東京都	日の出町	
東京都	檜原村	
東京都	奥多摩町	
東京都	大島町	
東京都	利島村	
東京都	新島村	
東京都	神津島村	
東京都	三宅村	
東京都	御蔵島村	
東京都	八丈町	
東京都	青ヶ島村	
東京都	小笠原村	